



引っ越したら、住民票を移しましょう！

進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる場所が住所地になります。住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っており、住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きをしましょう。

Q 引っ越したら、どこで投票できるの？

A 新住所地に引っ越してから3箇月が経過していれば、新住所地で投票できますが、転出・転入の手続きをして住民票を移す必要があります！

※引っ越しをした場合、転入の日から14日以内に新住所地の市区町村に届出をする必要があります。

Q 引っ越して3箇月経たずに選挙があるときは、投票できないの？

A 選挙の種類にもよりますが、引っ越し前の住所（旧住所地）に3箇月以上住んでいたのであれば、旧住所地で投票することができます！

※都道府県の選挙においては当該都道府県の区域外に、市区町村の選挙においては当該市区町村の区域外に転出した方は当該都道府県又は市区町村の選挙の投票はできません。

みんなで守ろう。三ない運動

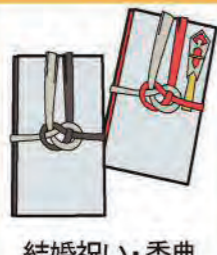
政治家から有権者への寄附は
受け取らない

有権者は政治家に寄附を
求めない

政治家は有権者に寄附を
贈らない



お中元・お歳暮



結婚祝い・香典
(本人出席は罰則除外)

これらの行為は
全て
禁止です
!



落成式・
開店祝いの花輪



病気見舞い



葬式の花輪・供花



運動会や
スポーツ大会への
飲食物の差し入れ



町会の集会や
旅行等の催し物への
寸志や飲食物の
差し入れ



入学祝い・卒業祝い



お祭りへの
寄附や差し入れ

編集・発行 ◆令和2年2月◆

川崎市選挙管理委員会 川崎市明るい選挙推進協議会

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 TEL: 044-200-3427 FAX: 044-200-3951

川崎市選挙管理委員会

検索

CHECK

Eighteen

HOW TO

選挙

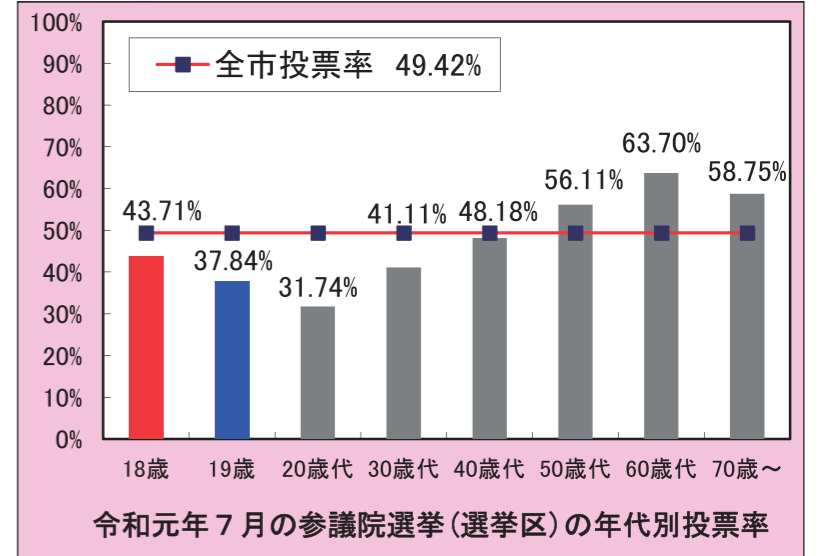
高校生のみなさんへ

しっかりイカそう！
あなたの貴重な1票



投票しないと
何も伝わらない！

18歳選挙権が導入されて以降に実施された平成28年の参議院選挙、平成29年の川崎市長選挙と同日に行われた衆議院選挙、そして平成31年の統一地方選挙までは、18歳の投票率は全市投票率を常に上回っていましたが、令和元年の参議院選挙では、初めて全市投票率を下回る結果となりました。また、19歳や20歳代の若い世代の投票率が特に低い傾向も続いています。将来を担う若い世代の声を政治に反映させるための第一歩として、18歳になって選挙権を得たら、自分でしっかりと考え、投票することが大切です。



みんなの声を政治に届けよう！！



日頃から関心を持とう！そして、投票に行こう！

選挙出前講座

●選挙権を得る前の年代から政治や選挙について考える機会を持ち、18歳から有権者となることを自覚し、政治や選挙に対する意識の向上を図ることを目的として、選挙権の大切さとともに投票の流れや有権者としての心構えを講義する「選挙出前講座」を実施しています。



生徒会役員選挙協力事業

●選挙権年齢に達する前の早い時期から、学校教育と連携して啓発を行い、選挙権年齢に達した際に、政治や選挙に積極的に関心を持つ意識を養うことを目的として、学校の生徒会選挙において、選挙で使用する選挙道具の貸し出しや、選挙啓発チラシ等の資料を提供しています。実際の選挙と同様の器材と方法による選挙を体験することで、正しい選挙のあり方を学ぶとともに、選挙に対する認識や関心を深めています。



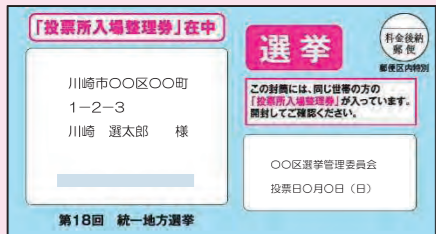
成人の日を祝うつどい

●新成人が成人の日を迎えることを祝うとともに、社会人として、また川崎市民としての自立と責任を自覚し、夢と希望をもった社会生活の出発となることを期して、「成人の日を祝うつどい」を開催しています。また、当日は式典会場の周辺で、投票参加を呼びかける選挙啓発活動も行っています。

選挙の情報は何から？

投票所入場整理券

●選挙の公示日又は告示日後に、各区の選挙管理委員会から「投票所入場整理券」が届きます。投票所入場整理券には、投票日時や投票所の場所と案内図を記載し、また期日前投票や不在者投票の案内チラシを同封しています。



市政だより、ホームページなど

●選挙の投票日や期日前投票、不在者投票の案内などについては、「市政だより」や「選挙特設ホームページ」などで皆さんにお知らせします。このチラシも選挙啓発の一環として、高校3年生の皆さんに配布するものです。



自分で調べて、よく考えて投票することが大切です！！

候補者の情報は？

公営ポスター掲示場

●選挙が近くなると市内に約1,300か所の公営ポスター掲示場を設置します。候補者は立候補の届出後、自分の氏名、顔写真、政策などを記載したポスターを掲示します。



選挙公報

●選挙の公示日又は告示日後に、各区の選挙管理委員会から各家庭に「選挙公報」を配布します。「選挙公報」には候補者の氏名や写真、経歴、政策などが掲載されています。

新聞やテレビなど

●選挙が近づくと、候補者や選挙の情報は新聞やテレビでも大きく取り上げられます。また、候補者等は立候補の届出後、選挙運動としてホームページを開設したり、街頭演説をしたりして政策や主張を有権者に訴えます。



選挙って？

当日投票

●投票は選挙の投票日当日に指定された投票所で行うのが原則です。投票所の場所や時間などは自宅に届く「投票所入場整理券」に記載されています。投票日に投票できない場合は「期日前投票」「不在者投票」による投票をすることができます。

期日前投票

●「期日前投票」は、選挙の公示日又は告示日の翌日から投票日前日までの間、土日祝日を含めて行うことができます。期日前投票所は川崎区に3か所、そのほかの区に2か所ずつ設置されていて、お住いの区内の期日前投票所で投票することができます。

不在者投票

●「期日前投票」の期間中、仕事や旅行で遠くにいる、滞在先で「不在者投票」をすることができます。また、病院等に入院している人がその施設内で投票できる制度や、身体に一定の重度の障害がある人などが、事前に手続きをしておくことにより郵便で投票できる制度もあります。

私たち一人ひとりには、大切な社会の一員です。日頃から主権者（主役）という自覚を持ち、大切な一票をイカしましょう。だから…行こう！投票に。

選挙の流れを確認しよう！

選挙の公示又は告示

選挙管理委員会が選挙執行を有権者にお知らせします

立候補の届出

選挙管理委員会の選任した選挙長に立候補の届出をします

選挙運動

候補者は一定のルールの中で選挙運動をすることができます

投票日

投票は指定された投票所で決められた投票日・時間内に行います

開票

各区の開票所で、投票箱を開けて候補者ごとの得票数を確かめる「開票」を行います

当選人の決定

候補者ごとの得票数の確認後、選挙会で当選人を決定します